



訴 状

2015 (平成27) 年12月2日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 近 藤 卓 史

同 二 関 辰 郎

同 牧 田 潤 一 朗

同 秋 山 淳

同 加 賀 山 瞭

日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 外務大臣が原告に対してした別紙不開示決定処分目録記載の行政文書不開示決定処分を取り消す
- 2 外務大臣は、原告に対し、別紙文書目録記載の各文書を全部開示するとの決定をせよ
- 3 訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

第2 請求の原因

1 行政文書全部不開示決定

- (1) 原告は、2015（平成27）年4月30日付け（同年5月1日受付）で、外務大臣に対し、情報公開法に基づき、下記文書の開示を請求した（以下「本件情報公開請求」という。甲1）。

記

「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」（以下「請求文書①」という。）

「日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの」（以下「請求文書②」という。）

- (2) 外務大臣（処分行政庁）は、前項の請求文書①及び②について全部不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、2015（平成27）年6月30日付け「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」により、その旨原告に通知した（甲2）。

この通知によると、被告が不開示とした理由は、下記のとおりである。

記

ア 請求文書①について

「当省保有の行政文書を探索しましたが、対象となる行政文書は作成・取得していないため不開示（不存在）としました。」

イ 請求文書②について

「本件行政文書は、日米双方の合意がない限り公表されないことを前提に行われた日米地位協定の実施に関する日米間の協議の記録であり、本件協議の内容が記録された議事録を公にすることにより、日米間の信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌憚のない協議や意見交換を行うことを阻害するおそれがあり、また、その結果、米軍施設・区域をめぐる諸問題に対する日米両政府の対処能力を低下させ、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害するおそれがあるため、不開示としました。」

2 本件処分の違法性

(1) 請求文書について

ア 日米合同委員会は、「日本とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定」（昭和27年発効。以下「行政協定」という。）26条、及び「日本とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。）25条1に基づき、当該協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と米国政府との間の協議機関として設置されているものである。

そして、日米合同委員会では、意見交換や協議の内容及びそれが記録された文書を、日米双方の合意がない限り公表しないことを日米間で合意しているとされている。その理由は、日米合同委員会では、忌憚のない協議や意見交換を行っており、これによって、米軍をめぐる諸問題に

日米両政府が迅速かつ効果的に対応することが可能となっているからであると説明されている（甲3）。

イ 本件情報公開請求では、日米合同委員会においてそのような合意がなされていることを客観的に示す資料として、請求文書①及び②の開示を請求した。

(2) 請求文書①に関する本件処分について

請求文書①を不開示とする理由は、当該行政文書の不存在である。しかし、以下のとおり、請求文書①は実際に存在する。

すなわち、日米合同委員会議事録に係るインデックスが記載された3文書につき、そのすべてを不開示とした決定は妥当であるとした情報公開・個人情報保護審査会答申（平成19年度（行情）答申372号、同373号及び同394号）には、下記の記載がある（甲4）。

記

「諮問庁より関連文書の提示を受け、確認を行ったところ、昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められ、また、日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録において、日米合同委員会議事録は日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実が記録されていることが認められる。」

このように、処分庁が情報公開・個人情報保護審査会に提示した文書として請求文書①が言及されており、少なくとも上記答申がなされた2008（平成20）年頃において請求文書①は存在していた。この文書は、外務大臣の立場から、日米合同委員会における協議内容を公表しないための根拠となる重要文書のはずであるから、廃棄等をするはずもなく、現在でも

存在するはずである。

以上より、請求文書①に関する本件処分は違法である。

(3) 請求文書②に関する本件処分について

請求文書②を不開示とする理由は情報公開法5条3号を根拠とするものである。しかし、以下のとおり、請求文書②に関する本件処分は情報公開法5条3号の解釈及び適用を誤ったものであるから、違法である。

請求文書②に対応する行政文書は、日米地位協定発効後の第1回日米合同委員会の議事録であり、1960年に作成されたものと考えられる。そして、この議事録によって、日米合同委員会の議事録等が、日米双方が公表に合意しない限り公開されないという事実は、上記答申でも言及されているとおり、すでに広く知られている。

また、「議事録が日米間の合意がない限り公表されない」とする合意内容は、会議の運営に関する事項にすぎず、日米地位協定の実施や運用に関する米軍施設や区域をめぐる諸問題に直接関係するものではない。

したがって、「議事録が日米間の合意がない限り公表されない」とする合意内容を公にすることによって、「日米間の信頼関係を損なうとか、「今後、米側との間で忌憚のない協議や意見交換を行うことを阻害するおそれがある」とはいえない。

以上より、情報公開法5条3号の不開示事由に該当するものではなく、請求文書②に関する本件処分は違法である。

3 義務付けの訴えについて

本件義務付けの訴えは、いわゆる申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法3条6項2号）に該当し、本件処分が取り消されるべきときは提起できる（同法37条の3第1項）。

これまで述べてきたとおり、請求文書①に関する本件処分は取り消されるべきものであり、不開示情報該当性はない。また、請求文書②に関する本件処

分も取り消されるべきものであり、他の不開示情報該当性もない。

したがって、外務大臣が開示決定をすべきであることは情報公開法5条の規定から明らかである（行政事件訴訟法37条の3第5項）。

以上より、義務付け訴訟の要件を充足しているから、本件文書の全部開示決定を行うよう命ずることを求める。

第3 結語

よって、原告は、請求文書①及び請求文書②に関する本件処分の取消しと、被告に対し本件文書の全部開示決定を行うよう命ずることを求める。

以上

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

1 訴状副本	1 通
2 証拠説明書	2 通
3 甲号証写し	各2通
4 資格証明書	1 通
5 訴訟委任状	1 通

不開示決定処分目録

被告の原告に対する平成27年6月30日付け行政文書不開示決定（情報公開
第01013号）

文 書 目 録

本目録に おける番 号	本件決定におい て処分行政庁が 付した文書番号	行政文書の名称等
1	文書 1	昭和 27 年 8 月の日米合同委員会において、 すべての協議内容は日米双方の合意がなけ れば公表されない旨の合意がされた事実が わかるもの
2	文書 2	日米地位協定発効後に開催された第 1 回日 米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合 意がない限り公表されないことが日米両政 府において明示的に合意された事実がわか るもの

当事者目録

〒160-0008

東京都新宿区三栄町16-4 芝本マンション403号

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

代表者理事 三 木 由 希 子

〒160-0004

東京都新宿区四谷3-2-1 四谷三菱ビル5階

原後綜合法律事務所（送達場所）

電話 03-3341-5271

FAX 03-3359-5975

原告訴訟代理人弁護士 近 藤 卓 史

同 牧 田 潤 一 朗

同 秋 山 淳

〒107-0062

東京都港区南青山5-18-5 南青山ポイント1階

骨董通り法律事務所

電話 03-5766-8980

FAX 03-5466-1107

同 二 関 辰 郎

〒160-0017

東京都新宿区左門町2-6 ワコービル8階

弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所

電話 03-5312-2820

FAX 03-5312-2821

同 加 賀 山 瞭

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告 国
代 表 者 法 務 大 臣 岩 城 光 英

(処分行政庁の表示)

〒100-8919

東京都千代田区霞が関2-2-1

外 務 大 臣 岸 田 文 雄